

JEMAI環境ラベルプログラム
(カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム)

カーボンフットプリントシステム認証規程

制定：平成 27 年 6 月 1 日

文書管理番号：CR-09-01

一般社団法人産業環境管理協会

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人産業環境管理協会（以下「協会」という。）が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」（以下「CFPプログラム」という。）におけるカーボンフットプリント（以下「CFP」という。）検証の方式の一つであるシステム認証について定めるものである。

(システム認証方式の概要)

第2条 CFPプログラムにおけるシステム認証方式でのCFPシステムによるCFP宣言を希望する組織は、協会に登録しているシステム認証機関による認証を取得しなければならない。

② CFPシステムが認証されることにより、組織内で実施される内部検証によってCFP宣言の登録・公開申請及びCFPマーク使用許諾申請が可能となる。

(要求事項)

第3条 システム認証方式でのCFPシステムのための要求事項は、「CFPシステム認証に関する要求事項」に定める。この他、補足要求事項については、CFPシステム認証機関が別途定める。

(判断基準)

第4条 CFPシステム認証に関する判断基準は、「CFPシステム認証判断基準」に定める。この他、補足判断基準については、CFPシステム認証機関が別途定める。

(手順)

第5条 CFPシステム認証のための手順は、「CFPシステム認証手順」に定める。この他、補足手順については、CFPシステム認証機関が別途定める。

(保証水準)

第6条 保証水準については、ライフサイクルアセスメント（LCA）の性格上、「限定的保証水準」で検証を実施することが望ましい。保証水準は会計監査で使用される用語であり、絶対的保証水準、合理的保証水準、限定的保証水準に分類される。完全な保証水準は、事業者と行動を共にし、規格や標準に適合しているかを確認するもので、監査側が全てを保証する概念であるが、CFPにおいてこのような保証を行うのは現実的ではない。

合理的保証水準は、一般に企業の年度財務諸表の監査を会計監査法人が行う際に準拠する保証水準である。監査法人は事業者から提出された財務諸表等の書類について、その根拠となるデータソースの裏付けなど、可能な範囲で根拠を辿る。これらの書類は、企業の正確な情報開示のために必要であり、株価等にも影響を及ぼすことから、相当程度の確認作業を行うこととなる。GHGクレジット制度等は、価値が金銭に換算されることから、このレベルの保証水準が求められている。

限定的保証水準とは、事業者から提示された「限定的な資料・情報」に基づいた確認作業を行うものであり、保証のレベルも限定的となる。LCA の性格上、自社外（サプライチェーン）のデータも扱うことから、その全てのデータについて上記合理的保証水準を与えることは不可能であり、また、自社内のデータであっても、1次データが取得できず2次データを取得するケースもあることから、必ずしも合理的保証水準での確認が馴染まないというのが現実的なところである。他方、当然ながら、大きな割合を占める GHG 排出源については、限定的保証水準とは言っても、慎重にデータ確認を行う必要がある。

第2章 CFP システム認証

第1節 CFP システムのシステム認証審査

(CFP システム認証申請)

第7条 CFP システムの認証を希望する組織は、組織内部にシステムを構築し、システム認証機関に認証申請を行う。

(システム認証機関による審査)

第8条 CFP システム認証機関は、協会が定める要求事項に基づき、組織が内部に構築した CFP システムの審査を行い、審査結果を決定する。

(CFP システム認証機関による審査)

第9条 CFP システム認証機関の審査結果について、協会が設置するレビューパネルが確認を行う。

(審査結果の通知)

第10条 CFP システム認証機関は、協会が設置するレビューパネルの確認後、審査結果を申請した組織に通知する。

第2節 CFP システム認証審査合格後の取り扱い

(CFP システム認証審査合格事業者の公表)

第11条 CFP システム認証審査に合格した組織は、協会への登録手続きの後、CFP ウェブサイトを通じて公開される。

(CFP システム認証の有効期間)

第12条 CFP システムの認証の有効期間は3年間とする。ただし、認証の継続を希望する場合は、認証機関に対して、更新の申請を行うことができる。

(サーベイランス)

第13条 CFPシステム認証機関は、認証したCFPシステムが有効であることを確認するため、サーベイランスを実施しなければならない。

(認証の取消)

第14条 CFPプログラム事務局およびCFPシステム認証機関は、何らかの違反が確認された場合、事業者への認証の取り消しを行うことができる。

附則

本規程は平成27年6月1日から施行する。

訂番	年月日	頁	内容
01	平成27年6月1日	-	制定 エコリーフとの一体運営化の見直しに基づき、旧CFPシステム認証規程（R-09-02）を改訂の上、新規文書管理番号（CR-09-01）で制定。 判断基準・手順文書を追加。